

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	動物愛護相談室
処分の名称	往診診療者への措置命令
概要	市長は、診療用機器等に関し、遵守すべき事項を遵守していないと認めるときは、往診診療者等に対して、期間を定めて、必要な措置を講ずることを命じることができます。
根拠法令等 及び条項	獣医療法第 7 条第 3 項
処分基準	<p>《獣医療法》 （往診診療者等への適用等）</p> <p>第 7 条 往診のみによって飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及び往診のみによって獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者（以下「往診診療者等」という。）については、その住所を診療施設とみなして、第 3 条の規定を適用する。</p> <p>2 第 5 条の規定は、農林水産省令で定める診療用機器その他の物品（以下「診療用機器等」という。）を所有し、又は借り受けてこれを使用する往診診療者等について準用する。この場合において、同条中「診療施設」とあり、及び「構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容」とあるのは、「診療用機器等」と読み替えるものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、診療用機器等に関し前項において読み替えて準用する第 5 条第 2 項に規定する事項が遵守されていないと認めるときは、その診療用機器等を所有し、又は借り受けてこれを使用する往診診療者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>診療用機器等 ・・・・参考 1 第 5 条第 2 項に規定する遵守事項 ・・・・参考 2</p>
ホームページ	
備考	